

平成十三年政令第四百二十四号

確定給付企業年金法施行令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 確定給付企業年金の開始（第一条—第二十条）
- 第二章 加入者（第二十一条・第二十二条）
- 第三章 給付（第二十三条—第三十四条）
- 第四章 掛金（第三十五条・第三十六条）
- 第五章 積立金の積立て及び運用（第三十七条—第四十八条）
- 第六章 確定給付企業年金間の移行等（第四十八条の二—第五十四条）
- 第七章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等（第五十四条の二—第五十四条の九）
- 第八章 確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条—第六十五条）
- 第九章 企業年金連合会（第六十五条の二—第六十五条の二十三）
- 第十章 雜則（第六十六条—第七十二条）
- 附則

第一章 確定給付企業年金の開始

（複数の確定給付企業年金を実施できる場合）

第一条 確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第二項ただし書の政令で定める場合は、

一の厚生年金適用事業所（法第二条第二項に規定する厚生年金適用事業所をいう。以下同じ。）について二の確定給付企業年金を実施する場合であつて当該二の確定給付企業年金のうちいずれか一方の確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第五十三条並びに附則第三条及び第八条を除き、以下「事業主」という。）の全部が同時に他方の確定給付企業年金の事業主の全部とならないときその他厚生労働省令で定める場合とする。

（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）

第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（以下「資産管理運用契約」という。）に関する事項

二 法第七十九条第一項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者（法第一条第四項に規定する加入者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を移転する場合（第四十九条第二号に規定する場合に限る。）にあつては、当該権利義務の移転に関する事項

三 法第七十九条第二項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）にあつては、

当該権利義務の承継に関する事項

四 法第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは積立金（法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。）、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しに関する事項

五 法第八十一条の二第二項、第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは積立金（法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。）、個人別管理資産額（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。以下この号において同じ。）又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しに関する事項

六 法第五条第一項第二号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、確定給付企業年金とする。

（規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件）

第四条 法第五条第一項第五号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第二条第三項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。

二 加入者等の確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の額を減額することを内容とする確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）の変更をしようとするときは、当該規約の変更の承認の申請が、当該規約の変更をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由がある場合において、厚生労働省令で定める手続を経て行われるものであること。

（基金の規約で定めるその他の事項）

第五条 法第十一条第七号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約（以下「基金資産運用契約」という。）に関する事項

二 企業年金基金（以下「基金」という。）が法第九十三条の規定により受託業務を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約に関する事項

三 法第九十四条の規定に基づき基金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う場合にあつては、当該事業に関する事項

四 第二条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

五 その他基金の組織及び業務に関する重要な事項として厚生労働省令で定めるもの

（基金の設立に必要な厚生年金保険の被保険者の数）

第六条 法第十二条第一項第四号及び第五号の政令で定める数は、三百人とする。

（基金の設立認可に当たつてのその他の要件）

第七条 第四条の規定は、法第十二条第一項第七号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件について準用する。この場合において、第四条第二号中「変更の承認」とあるのは、「変更の認可」と読み替えるものとする。

（基金の設立の公告）

第八条 基金が設立されたときは、四週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 基金の名称

二 事務所の所在地

三 理事長の氏名及び住所

四 実施事業所の名称及び所在地

五 設立の認可の年月日

（変更の公告）

第九条 基金は、前条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、当該

変更を生じた事項を公告しなければならない。

（公告の方法）

五 事業主が法第九十三条の規定により給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（以下「受託業務」という。）を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約に関する事項

六 確定給付企業年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

（企業年金制度）

第三条 法第五条第一項第二号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、確定給付企業年金とする。

（規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件）

第四条 法第五条第一項第五号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第二条第三項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。

二 加入者等の確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の額を減額することを内容とする確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）の変更をしようとするときは、当該規約の変更の承認の申請が、当該規約の変更をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由がある場合において、厚生労働省令で定める手続を経て行われるものであること。

（基金の規約で定めるその他の事項）

第五条 法第十一条第七号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約（以下「基金資産運用契約」という。）に関する事項

二 企業年金基金（以下「基金」という。）が法第九十三条の規定により受託業務を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約に関する事項

三 法第九十四条の規定に基づき基金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う場合にあつては、当該事業に関する事項

四 第二条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

五 その他基金の組織及び業務に関する重要な事項として厚生労働省令で定めるもの

（基金の設立に必要な厚生年金保険の被保険者の数）

第六条 法第十二条第一項第四号及び第五号の政令で定める数は、三百人とする。

（基金の設立認可に当たつてのその他の要件）

第七条 第四条の規定は、法第十二条第一項第七号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件について準用する。この場合において、第四条第二号中「変更の承認」とあるのは、「変更の認可」と読み替えるものとする。

（基金の設立の公告）

第八条 基金が設立されたときは、四週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 基金の名称

二 事務所の所在地

三 理事長の氏名及び住所

四 実施事業所の名称及び所在地

五 設立の認可の年月日

（変更の公告）

第九条 基金は、前条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、当該

変更を生じた事項を公告しなければならない。

（公告の方法）

第十条 前条の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲示し、か

つ、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放

くは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額若しくは積立金、個人別管理資産額又は同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額若しくは同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換又は引渡しに関する事項

送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。)により行うものとする。ただし、基金の事業の規模が著しく小さい場合その他の厚生労働省令で定める場合は、これらの公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

(事業主において選定する代議員の定数)

第十一条の二 二以上の事業主が共同して設立する基金(当該基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有することとその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。)における、事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当該基金の実施事業所の事業主の数の十分の一(当該事業主の数が五百を超える場合にあっては五十、当該事業主の数が三十を下回る場合にあっては三)以上とする。

(代議員の任期)

第十二条 代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会の招集)

第十三条 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

2 理事長は、規約で定めるところにより、毎事業年度一回通常代議員会を招集しなければならない。

3 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

4 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要するると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを区分することができる。

5 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(代議員会招集の手続)

第十四条 代議員会は、代議員の定数(第十六条の規定により議決権行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。(代議員会の議事等)

第十五条 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

2 代議員会の議事は、法及びこの政令に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 規約の変更(法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更に係るもの)を除く。の議事は、代議員の定数の三分の二以上の多数で決する。

4 代議員会においては、第十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。(代議員の除斥)

第十六条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

2 ただし、代議員会の同意があつた場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第十七条 代議員は、規約で定めるところにより、第十三条の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、代理人の代議員でなければ、代理人となることができない。

2 前項の規定により議決権又は選挙権行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(会議録)

第十八条 代議員会の会議については、会議録を作成し、出席した代議員の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(役員)

第十九条 役員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。(加入者原簿の備付け)

第二十条 事業主等(規約型企業年金(法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主及び基金をいう。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した加入者に関する原簿を事業主(規約型企業年金を共同して実施している場合にあっては、いずれか一の事業主)の主たる事務所(基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)にあっては、基金の主たる事務所)に備え付けて置かなければならない。

2 加入者等は、事業主等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記載された事項について照会することができる。この場合においては、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第二章 加入者

(再加入者の加入者期間の合算に関する基準)

第二十一条 法第二十八条第二項の政令で定める基準は、加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)のうち、次に掲げるものについては、当該確定給付企業年金における前後の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を合算しないものであることとする。

1 再加入者となる前に当該確定給付企業年金の脱退一時金(法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。以下同じ。)の受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)となつた者であつて当該脱退一時金の全部を支給されたもの(当該再加入者となつたときに当該確定給付企業年金の障害給付金(同条第二項第一号に規定する障害給付金をいう。以下同じ。)の受給権者である者を除く。)

2 再加入者となる前に当該確定給付企業年金の老齢給付金(法第二十九条第一項第一号に規定する老齢給付金をいう。以下同じ。)の受給権者となつた者であつて当該老齢給付金の全部を支給されたもの(当該再加入者となつたときに当該確定給付企業年金の障害給付金の受給権者である者を除く。)

3 再加入者となる前に当該確定給付企業年金の障害給付金の受給権者となつた者であつて当該障害給付金の全部を支給されたもの(当該再加入者となつたときに当該確定給付企業年金の老

4 齢給付金又は脱退一時金の受給権者である者を除く。)

四 加入者の資格を喪失した後に法第八十一条の二第二項、第八十二条の三第二項又は第九十一

条の十九第三項の規定により脱退一時金相当額が移換された者(加入者期間に算入することができる加入者となる前の期間)は、次のとおりとする。

- 一 年金として支給する老齢給付金について保証期間が定められていること。
- 二 老齢給付金の受給権者の選択により一時金として支給するものであること。
- 三 前号の選択は、法第三十三条第一項の請求に併せて行うとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過した日以後に行うときに限り、することができるものである。ただし、年金として支給する老齢給付金の受給権者に厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、当該老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する日までの間においても、同号の選択をすることができるものである。
- (老齢給付金の支給停止の基準)
- 第三十条** 法第三十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 まだ支給されていない老齢給付金の現価相当額が障害給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。
- 二 障害給付金の支給期間が終了したときに老齢給付金の支給期間が終了していない場合には、当該障害給付金の支給期間が終了した後の老齢給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。
- 2 第二十三条第四項の規定は、前項第一号の現価相当額を計算する場合について準用する。
- (障害等級)
- 第三十一条** 法第四十三条第二項の政令で定める障害等級は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第四十七条第二項に規定する一級、二級及び三級の障害等級とする。(障害給付金の支給停止の基準)
- 第三十二条** 法第四十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が老齢給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。
- 二 老齢給付金の支給期間が終了していない場合には、当該老齢給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。
- 三 まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が脱退一時金の額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。
- 四 障害給付金の受給権者が、当該障害給付金に係る法第四十三条第一項第一号に規定する傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付又は船員保障法(昭和十四年法律第七十三号)による障害を支給事由とする給付(以下この項において「障害補償等」という)を受ける権利を得たときに当該障害給付金の全部又は一部の支給を停止する場合において、まだ支給されていない当該障害給付金の現価相当額が当該障害補償等の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。
- 五 障害補償等の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合には、当該障害補償等の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。
- 2 第二十三条第四項の規定は、前項第一号、第三号及び第四号の現価相当額を計算する場合について準用する。
- (遺族給付金の給付対象者)
- 第三十三条** 法第四十七条の政令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件(以下「老齢給付金支給開始要件」という)以外の要件を満たす者(老齢給付金の全部に代えて脱退一時金の支給を受けた者を除く。)
- 二 法第三十七条第一項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
- 三 法第四十一条第二項第一号に係る脱退一時金の受給権者のうち、同条第四項の規定に基づきその脱退時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしている者

(給付の制限)

一 受給権者が、正当な理由がなくて法第九十八条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じない場合

二 加入者又は加入者であつた者が、その責めに帰すべき重大な理由として厚生労働省令で定められたものによって実施事業所に使用されなくなつた場合その他厚生労働省令で定める場合

(加入者が掛金の一部を負担する場合の基準)

一 掛金を負担しないものとする。

二 加入者が掛金の額が当該加入者に係る法第五十五条第一項に規定する掛金の額の二分の一を超えないこと。

三 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。

四 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあっては、当該掛け金を負担しないものとする。

五 掛金を負担していた加入者であつて前二号のいずれかの規定により掛け金を負担しないこととなつたものが当該掛け金を再び負担することができるものでないこと(規約の変更によりその者が負担する掛け金の額が減少することとなる場合を除く。)

(上場株式による掛け金の納付)

第三十六条 法第五十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該確定給付企業年金の規約に当該確定給付企業年金に係る資産管理運用機関等が株式による掛け金の納付を受けることができる旨の定めがあること。

二 法第五十七条の掛け金の額の基準に照らし追加的に拠出すべき掛け金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額の範囲内において行うものであること。

三 納付する株式の価額は、時価によるものとし、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とすること。

四 納付する株式の各銘柄につき、厚生労働省令で定めるところにより、前号の規定により算定した価額と当該確定給付企業年金に係る資産として既に運用されている株式(当該確定給付企

業年金に係る資産以外の資産と合同して運用されているものを除く。次号において「既運用株式」という。)の価額との合計額が、当該確定給付企業年金に係る資産の総額の百分の五に相当する額を超えないものであること。

五 納付する株式の各銘柄につき、厚生労働省令で定めるところにより、納付する株式の数と当該確定給付企業年金に係る既運用株式の数との合計数が、発行済みの株式の総数の百分の五を超えないものであること。

(過去の加入者期間に係る給付の基準)

第三十七条 法第六十条第三項の政令で定める基準は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として規約で定めるものが、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものであることとする。

一 当該事業年度の末日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付

二 当該事業年度の末日において、老齢給付金の受給権者であつて法第三十七条第一項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が当該事業年度の末日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

三 当該事業年度の末日において、老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び老齢給付金の全部に代えて脱退一時金の支給を受けた者

四 障害給付金の受給権者

一 受給権者が、正当な理由がなくて法第九十八条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じない場合

二 加入者又は加入者であつた者が、その責めに帰すべき重大な理由として厚生労働省令で定められたものによって実施事業所に使用されなくなつた場合その他厚生労働省令で定める場合

(加入者が掛金の一部を負担する場合の基準)

一 受給権者が、正当な理由がなくて法第九十八条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じない場合

二 加入者又は加入者であつた者が、その責めに帰すべき重大な理由として厚生労働省令で定められたものによって実施事業所に使用されなくなつた場合その他厚生労働省令で定める場合

(加入者が掛金の一部を負担する場合の基準)

一 受給権者が、正当な理由がなくて法第九十八条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じない場合

二 加入者又は加入者であつた者が、その責めに帰すべき重大な理由として厚生労働省令で定められたものによって実施事業所に使用されなくなつた場合その他厚生労働省令で定める場合

三 当該基金に使用され、その業務に従事する者（うち、第一号業務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する者）があること。

2 基金は、第四十四条第二号イからハまでに掲げる方法により、それぞれ初めて運用するときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する積立金の管理及び運用の体制について（基金の自家運用に関する契約の相手方）厚生労働大臣に届け出なければならない。当該体制に変更が生じたときも、同様とする。

第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一条）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人

二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）の売買
（基金の積立金の運用）

第四十四条 法第六十六条第四項の政令で定める方法は、次のとおりとする。

一 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外國投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外國投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ハ 貸付信託の受益証券の売買
（預金又は貯金）

ニ 運用方法を特定する信託であつてイからハまでに掲げる方法又はコール資金の貸付け若し

くは手形の割引により運用するもの

イ 有価証券（有価証券に係る標準物（金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げるもの）をいい、ハにおいて単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く

ロ イのであって厚生労働省令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ハ 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立又は解除させることができる権利であつて厚生労働省令で定めるものをい

う。）の取得又は付与

ニ 先物、外貨為替（外國通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債

権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後一定の時期に一定の外貨為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、厚生労働省令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外國通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（二の厚生労働省令で定める取引に該当するものを除く。）を成り立させることができるとする権利をいう。）の取得又は付与

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1) イからホまでに掲げる方法

(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するよう運用するもの

(3) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロからホまでに掲げる取引（2）に規定する

有価証券指標その他の厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。）

(4) コール資金の貸付け又は手形の割引

（運用の基本方針）

第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針（以下この条及び第四十六条の二第三項において「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであつてはならない。

3 事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基

4 事業主及び基金は、基本方針を作成せなければならぬ。

5 事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基

6 本方針について、加入者に周知させなければならない。

7 前三项の規定は、基本方針の変更について準用する。

8 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法

（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第二百五号）第一百六十二条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十一条の三十二に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）に

より運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

（分散投資義務及び運用体制の整備）

第四十六条 事業主等は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。

（資産運用委員会）

第四十六条の二 積立金の額が厚生労働省令で定める額以上の事業主等（積立金の額が当該厚生労働省令で定める額以上となると見込まれる事業主等を含む。）は、資産運用委員会を置かなければならない。

2 資産運用委員会は、事業主及び加入者のそれぞれを代表する者で組織する。

3 資産運用委員会は、基本方針その他の積立金の管理及び運用に係る事項に關し、事業主又は基本方針長若しくは管理運用業務を執行する理事に対し意見を述べるものとする。

（資産管理運用契約等に基づく権利の譲渡等の禁止）

第四十七条 事業主等は、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（省令への委任）

第四十八条 この章に定めるもののほか、積立金の積立て及び運用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(実施事業所の減少の特例に関し必要な事項)

第四十八条の二 法第七十八条の二の承認の申請は、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意（法第七十四条第二項に規定する労働組合等の同意をいう。）を得て行わなければならない。

2 前項の場合において、減少させようとする実施事業所以外の実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 法第七十八条の二の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

(実施事業所の一部について行う給付の支給に関する権利義務の移転)

第四十九条 法第七十九条第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、他の確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）からその事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等が、譲渡事業主の実施事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が実施する確定給付企業年金に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合

二 法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条ににおいて「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）の規約において、あらかじめ、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者の一部（以下この号において「一部移転加入者」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金の事業主等が承継することを定める場合（一部移転加入者が承継確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用されなくなつたとき）、当該一部移転加入者の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。）

（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る際の手続等）
第五十条 法第七十九条第一項の規定に基づき、移転確定給付企業年金の事業主等（以下この条及び第五十三条において「移転事業主等」という。）が、当該移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならぬ。

一 当該権利義務が移転される移転確定給付企業年金の加入者（以下この条において「移転加入者」という。）が使用される実施事業所の事業主の全部

二 移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該移転加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者の過半数を代表する者

前項のにおいて、移転加入者が使用される実施事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 移転確定給付企業年金が基金型企業年金であるときは、前項の同意のほかに、移転加入者以外の加入者が使用される移転確定給付企業年金の実施事業所に係る代議員（移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、第一項及び第二項の同意のほかに、移転加入者以外の加入者の過半数で組織する労働組合がとなるときは、移転加入者となる代議員を除く。）の四分の三以上の同意を得なければならない。

4 移転確定給付企業年金が規約型企業年金である場合であつて、移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、第一項及び第二項の同意のほかに、移転加入者以外の加入者の過半数で組織する労働組合がとなるときは当該労働組合、当該移転加入者以外の加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者以外の加入者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

5 前項の場合において、移転加入者以外の加入者が使用される実施事業所が二以上であるときは、同項に掲げる者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、前条第一号の場合にあつては、第一項第二号及び第二項から前項までの同意を要しないものとする。

7 移転事業主等が、法第七十九条第一項の規定に基づき、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者であつた者又はその遺族に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、当該移転確定給付企業年金の加入者又はその遺族の同意を得なければならない。

8 法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項の規定により権利義務を承継したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者は期間は、承継確定給付企業年金の加入者期間とみなす。

（脱退一時金相当額の移換の申出）

第五十条の二 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者（以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（同項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限つて行うことができる。

（脱退一時金相当額を移換した場合における加入者期間の取扱い）

第五十条の三 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第八十一条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、移換先確定給付企業年金（同条第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。）の事業主等は、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る加入者期間に算入するものとする。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）
第五十条の四 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他の脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

（規約型企業年金の統合又は分割があつた場合の加入者期間の合算）
第五十一条 規約型企業年金の加入者の資格を喪失した後、その者が当該資格を喪失した規約型企业年金につき法第七十四条第一項の規定による統合又は法第七十五条第一項の規定による分割があつた場合において、その者が当該統合又は分割の承認を受けた規約型企业年金（以下この条において「新規約型企业年金」という。）の加入者となつたときは、新規約型企业年金の規約で定めるところにより、これらの規約型企业年金における前後の加入者期間を合算することができるのである。この場合において、第二十七条第二項の規定の適用については、同項第二号中「再加入者」とあるのは「新規約型企业年金の加入者」と、当該確定給付企業年金の脱退一時金」とあるのは「当該規約型企业年金の脱退一時金」と、当該確定給付企業年金における」とあるのは「加入者の資格を喪失した規約型企业年金及び新規約型企业年金における」とする。

2 第二十二条の規定は、前項の規定による加入者期間の合算について準用する。この場合において、同条各号別記以外の部分中「再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）とあるのは「新規約型企业年金の加入者の資格を取得した者」と、「当

該確定給付企業年金」とあるのは「加入者の資格を喪失した規約型企業年金及び新規約型企業年金」と、同条第一号から第三号までの規定中「再加入者」とあるのは「新規約型企業年金の加入者」と、「当該確定給付企業年金」とあるのは「当該規約型企業年金」と読み替えるものとする。
 (基金の合併若しくは分割又は確定給付企業年金間の権利義務の移転承継等があつた場合の加入者期間の合算)

第五十二条 確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した後、その者が当該資格を喪失した確定給付企業年金につき法第七十六条第一項の規定による合併若しくは法第七十七条第一項の規定による分割又は法第七十九条第一項、第八十条第一項若しくは第八十一条第一項の規定による当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転があった場合において、その者が当該権利義務を承継する事業主等の確定給付企業年金(以下この条において「承継確定給付企業年金」という。)の加入者となつときは、承継確定給付企業年金の規約で定めるところにより、これらの確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算することができる。この場合において、第二十七条第二項の規定の適用については、同項第三号中「再加入者」とあるのは「承継確定給付企業年金の加入者」と、当該確定給付企業年金における「加入者の資格を喪失した確定給付企業年金」の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合について準用する。この場合において、同条各号別記以外の部分中「再びもとの確定給付企業年金における」とあるのは「加入者の資格を喪失した確定給付企業年金における」とする。

第二十一条 第二十二条の規定は、前項の規定による前後の加入者期間の合算について準用する。この場合において、同条各号別記以外の部分中「再びもとの確定給付企業年金における」とあるのは「承継確定給付企業年金における」とする。

(新たに確定給付企業年金を実施して給付の支給に関する権利義務を承継する際の手続の特例)
第五十三条 法第七十九条第一項の規定に基づき、移転事業主等が基金に、当該移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合であつて、当該基金がまだ設立されていないときは、当該基金を設立しようとする厚生年金適用事業所の事業主に対し当該申出をしなければならない。この場合において、当該基金を設立しようとする事業主は、基金の設立の認可の申請に併せて、自己の名で、同条第二項の認可の申請を行わなければならない。

2 前項後段の場合において、当該事業主は、法第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項の規定による代議員会における議決に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該基金を設立しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

3 二以上の厚生年金適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

4 法第七十九条第二項の規定に基づき移転確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする事業主であつて規約型企業年金を実施しようとするものは、当該規約型企業年金の規約の承認の申請に併せて同項の承認の申請を行わなければならぬ。

5 前項の場合において、当該事業主は、法第七十九条第四項において準用する法第七十四条第二項及び第三項の同意に代えて、法第三条第一項の同意に併せて、当該給付の支給に関する権利義務を承継することについて、当該規約型企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

6 二以上の厚生年金適用事業所について規約型企業年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

7 第一項から第三項までの規定は、法第八十条第一項の規定に基づき、規約型企業年金の事業主がまだ設立されていない基金に当該規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合について、第四項から前項までの規定は、法第八十一条第二項の規定に基づき、規約型企業年金を実施しようとする事業主が基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする場合について準用する。この場合において、第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第八十条第一項」と、「移転事業主等」とあるのは「規約型企業年金の事業主」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金」とあるのは「規約型企業年金」と、第二項中「第七十九条第五項」と、第四項中「第七十九条第二項」とあるのは「第八十一条第二項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「基金」と、第五項中「第七十九条第四項」とあるのは「第八十一条第五項」と読み替えるものとする。

(合併又は分割の公告)

第五十三条の二 合併又は分割により設立された基金は、第八条の規定による公告に併せて、合併により消滅した基金又は分割前の基金の名称及び所在地を公告しなければならない。

2 合併又は分割後存続する基金は、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 合併又は分割の認可の年月日

二 合併により消滅した基金又は分割により設立された基金の名称及び所在地

三 前項の規定による公告は、第十条に規定する方法によつてしなければならない。

(省令への委任)

第五十四条 この章に定めるもののほか、確定給付企業年金間の移行等に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等
 (確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換)

第五十四条の二 法第八十二条の二第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てるものであること。

二 移換加入者(法第八十二条の二第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。)となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について不當に差別的なものでなく、かつ加入者が任意に選択できるものでないこと。

四 当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額(次号及び第五十四条の四において「確定拠出年金対象移換相当額」という。)であること。

イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日(以下「規約変更日」という。)を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなしして同項の規定の例により計算した額

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。第五十四条の六において同じ。)への確定拠出年金対象移換相当額の移換に代えて確定拠出年金対象移換相当額の支払を受けることを希望する者(法第八十二条の二第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。)に対して、確定拠出年金対象移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該確定拠出年金対象移換相当額を一時に支払うものであること。

(確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換)

第五十四条の三 法第八十二条の二第六項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところによ

り行うものとする。

一 残余財産のうち、法第八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管

理資産に充てるものであること。

二 残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が

法第八十二条の二第六項の規約において定められていること。

三 終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度

の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

前項第二号の規約において残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲を定める場合におい

て、当該範囲に属しない加入者があるときは、当該範囲に属する加入者の二分の一以上の同意及

び当該範囲に属しない加入者の二分の一以上の同意を得なければならない。

前項の場合において、企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の当該

範囲に属する加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

（資産の移換をする場合の掛け金の括り出し）

第五十四条の四 事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合におい

て、規約変更日の前日における積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法

により算定した額が移換加入者に係る確定拠出年金対象移換相当額の合計額を下回るときは、法

第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛け金として

一括して拠出しなければならない。

（確定拠出年金への移行に伴う閉鎖型確定給付企業年金）

第五十四条の五 基金の実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合には、規約で定める

ところにより、加入者の全部又は一部について、加入者期間のうち同時に当該企業型年金の企業

型年金加入者期間（確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）

であつた期間を給付の額の算定の基礎としないこととすることができる。

前項の規定を適用する場合においては、当該基金の加入者期間を額の算定の基礎とする給付が

支給されることとなる加入者の数が、第六条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となる

ことが見込まれなければならない。

（企業型年金の資産管理機関等への脱退一時金相当額の移換の申出）

第五十四条の六 第五十条の二の規定は、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額

の企業型年金の資産管理機関又は確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会への移換の申出

について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項の」とあるのは、「第八十二条の三第一項の」と、「同項」とあるのは、「法第八十一条の二第一項」と、「

「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは、「当該確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当

額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者

の資格を喪失した者に説明しなければならない。

第五十四条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当

額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者

の資格を喪失した者に説明しなければならない。

第五十四条の八 法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十二条の五第一項の政令で定める基準は、次とおりとする。

（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）

事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当

額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者

の資格を喪失した者に説明しなければならない。

第五十四条の九 法第八十二条の六第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた

額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入

者に係る加入者期間に算入するものであることをとする。

第五章 確定給付企業年金の終了及び清算

（清算人になることができない者）

第五十五条 法第八十九条第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第九十条第五項の規定により解任された当該確定給付企業年金の清算人

二 事業主である法人の役員

二 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資産の移換に同意した者（次号において「同意移換者」という。）に係る移換されるべき額として厚生労働省令で定める基準により算定した額の合計額（同号において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）を移換するものであること。

三 積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産）のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が同意移換者に係る中小企業退職金共済対象移換相当額を下回るときは、法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛け金として一括して拠出しなければならないものであること。

（確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の移換の基準）

第五十四条の九 法第八十二条の六第一項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた

額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入

者に係る加入者期間に算入するものであることをとする。

第八章 確定給付企業年金の終了及び清算

（清算人になることができないもの）

第五十六条 法第八十九条第六項の政令で定めるものは、終了した確定給付企業年金の事業主等

が、当該確定給付企業年金に係る資産管理運用契約又は基金資産運用契約として締結していた生

命保険又は生命共済の契約に係る積立金とする。ただし、当該生命保険又は生命共済の契約は、

生命保険会社又は農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法第十条第一項第十号の

事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）が、当該確定給付企業年金が終了し

た場合において、終了制度加入者等に対し、当該確定給付企業年金が終了しなかつた場合に事業

主等が支給することとなる給付を当該事業主等に代わって支給することを内容とするものに限

る。

（終了した確定給付企業年金の残余財産の分配）

第五十七条 法第八十九条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 終了した確定給付企業年金の残余財産の額が、当該確定給付企業年金が終了した日（以下この

条において「終了日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして

同項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準

額」という。）を上回る場合は、次に掲げる額を合算した額を当該終了制度加入者等に分配す

るものであること。

イ 当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から当該確定給付企業年金の終了日の最低積立基準額を控除した額を、厚生

労働省令で定めるところにより分配した額

二 前号に規定するもの以外の場合には、次に掲げるいずれかの方法で分配するものであるこ

と。

イ 当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按

分して得た額を分配する方法

ロ 終了日における受給権者及び老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要

件以外の要件を満たす加入者（以下この項において「受給権者等」という。）に、当該残余の額

を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する

方法。ただし、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の合計額が残余財産の額を上

第六十六 条第一項、 第二項、 第四項及 び第五項	第七十二 条	(準用規定)
第三十三条	第四十七条	連合会
第三十九条 三号	第三十条第一項	連合会が 基金が
第二十九条 第一項	第三十八条第二項	第九十一条の二十五において準用する法 第三十八条第二項
第二十六条第 二项	第四十八条各号	第九十二条の二十五において準用する法 第九十一条の二十五において準用する法
第二十五条	第三十三条	連合会が給付の支給に関する義務を負つ ている者
第十八条第四 项及び第二十 项	加入者等	第六十五条の六各号に掲げる
第十五条第三 项	法第十六条第一項に規定する厚生 労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第二十九条	第三十八条各号	第九十二条の二十五において準用する法 第三十八条各号
第二十六条第 一項	第四十八条各号	第九十二条の二十五において準用する法 第九十一条の二十五において準用する法
第二十五条	第三十三条	連合会が給付の支給に関する義務を負つ ている者
第十八条第四 项及び第二十 项	加入者等	第六十五条の六各号に掲げる
第十五条第三 项	法第十六条第一項に規定する厚生 労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第三十三条	第四十七条	「最低積立基準額」 といふ。)

第六十一条	年月日（法第八十一条第三項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされたときは、当該認可があつたものとみなされた年月日）
第六十二条	年月日（法第九十一条の二十第一項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。）
第六十三条	年月日（連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等）
第六十四条	年月日（法第九十一条の十八第五項に規定する事業を行う場合には、法第九十一条の二第一項ただし書及び同条第二項の規定は、前項の申出について準用する。）
第六十五条	年月日（第五十八条（第三号及び第五号を除く。）（連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等））

第六十五条の十七 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。

3 第五十条の二第一項ただし書及び同条第二項の規定は、前項の申出について準用する。

法第九十一条の十九第一項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は（中途脱退者への事業主等の説明義務）

法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十二第一項の規定により法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があつた旨を、連合会へ通知しなければならない。（差別的取扱いの禁止）

第六十五条の十八 連合会が支給する給付の額は、連合会が給付の支給に関する義務を負つている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。（中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務）

第六十五条の十九 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他の脱退一時金相当額の移換に関する事項その他の脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があつた旨を、連合会へ通知しなければならない。（企業型年金加入者への連合会の説明義務）

第六十五条の二十 連合会は、企業型年金加入者であった者の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金加入者であった者に係る連合会の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関する必要な事項について、当該企業型年金加入者であつた者に説明しないければならない。（積立金の移換の申出）

第六十五条の二十一 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限つて行うことができる。

2 前項の規定は、法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第十九条の二十七第一項」とあるのは、「第九十一条の二十八第一項」と、「同項」とあるのは、「法第九十一条の二十七第一項」と、「確定給付企業年金の加入者をいう。」又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者第一項）と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の申出について準用する。（積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い）

第六十五条の二十二 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九十一条の二十七第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に

係る法第九十一条の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間、法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間又は確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第六十五条の二十三 事業主等は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他積立金の移換に関する必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第六十六条 雜則

（事業主等が業務を委託する場合の要件）

第六十六条 事業主等が法第九十三条の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

一 年金数理に関する受託業務を法第九十七条第二項に規定する年金数理人が実施するものである。

二 前号に規定するもののほか、受託業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経営的基礎を有すること。

2 厚生労働大臣は、指定法人が前項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなつたときは、同項の指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定をしたとき、又は前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。（会計の区分経理）

第六十七条 事業主等が法第九十三条の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

一 年金数理に関する受託業務を法第九十七条第二項に規定する年金数理人が実施するものである。

二 前号に規定するもののほか、受託業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経営的基礎を有すること。

2 厚生労働大臣は、指定法人が前項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなつたときは、同項の指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定をしたとき、又は前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。（会計の区分経理）

第六十八条 加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う基金は、当該事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第六十九条 確定給付企業年金の事業年度は、一年とする。ただし、厚生労働省令で定める場合においては、六月以上一年六月以内とすることができる。（余裕金の運用）

第七十条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。（借入金の制限）

第七十一条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。（権限の委任）

第七十二条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地
方厚生支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(企業年金制度等の経過措置)
〔企業年金制度等の経過措置〕

第二条 法第五条第一項第二号（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、平成二十四年三月三十一日までの間、第三条各号に掲げるものほか、適格退職年金契約（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約をいう。以下同じ。）に基づく年金制度とする。（新たに確定給付企業年金を実施して適格退職年金契約に係る権利義務を承継する場合の手続の特例）

第三条 法附則第二十五条第一項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等（以下「移行適格退職年金受益者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする事業主であつて規約型企業年金を実施しようとするものは、当該規約型企業年金の規約の承認の申請に併せて同項の承認の申請を行わなければならず、その承認の申請に必要な手続については、第五十三条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「第七十九条第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

2 事業主が、法附則第二十五条第一項の規定に基づき、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する基金を設立しようとする場合においては、当該事業主は、当該基金の設立の認可の申請に併せて、自己の名で、同項の認可の申請を行わなければならず、その認可の申請に必要な手続については、第五十三条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項後段」とあるのは「附則第三条第二項」と、「第七十九条第五項」とあるのは「附則第二十五条第二項」と読み替えるものとする。（適格退職年金からの移行に係る老齢給付金支給開始要件の特例）

第四条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第二項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
一 法第三十六条第二項各号に掲げる要件
二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人税法附則第二十条第三項に規定する退職年金の支給要件
(適格退職年金からの移行に係る脱退一時金の支給要件の特例)

第五条 法附則第二十五条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
一 法第四十一条第二項各号に掲げる要件
二 当該移行適格退職年金受益者等に係る適格退職年金契約に基づく法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）附則第十六条第一項第一号に規定する退職一時金の支給要件
(移行適格退職年金受利益者等以外の加入者等の給付の支給要件)

第六条 法附則第二十五条第四項の規定にかかるわらず、同項の移行適格退職年金受益者等以外の当該確定給付企業年金の加入者（移行適格退職年金受益者等に限る。）が法第五十五条第二項の規定により掛金の一部を負担する場合にあっては、第四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(新たに厚生年金基金を設立して適格退職年金契約に係る権利義務を承継する場合の手続の特例)
第八条 事業主が、法附則第二十六条第一項の規定に基づき、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する厚生年金基金を設立しようとする場合においては、当該事

業主は、当該厚生年金基金の設立の認可の申請に併せて、自己の名で、同項の認可の申請を行わなければならず、その認可の申請に必要な手続については、第五十三条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項後段」とあるのは「附則第八条」と、「第七十九条第五項において準用する法第七十七条第三項」と、「代議員会」とあるのは「厚生年金基金の代議員会」と、「法第三条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第一百一条第一項」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、同条第三項中「基金」とあるのは「厚生年金基金」と読み替えるものとする。

この政令は、確定給付企業年金法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。ただし、第一条中確定給付企業年金法施行令附則第二条の次に一条を加え改正規定は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日政令第二三九号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附 則 (平成一七年二月一六日政令第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日政令第三一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一八日政令第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一八日政令第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から十一まで 略

十二 確定給付企業年金法施行令第七十条

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一一月七日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四一八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二四日政令第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年五月一五日政令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行

の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二九日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (罰則に関する経過措置)

第十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年六月二四日政令第二四五号)

この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月一四日政令第三七五号)

(経過措置)

1 次に掲げる事業主(確定給付企業年金法施行令第一条に規定する事業主をいう。以下同じ。)又は基金(同令第五条第二号に規定する基金をいう。以下同じ。)が、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間にこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令(以下「新令」という。)第四十五条第一項の基本方針を作成し、又は変更しようとするときは、同令第三項及び第四項(これらの規定を同令第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

一 この政令の施行の際現に規約型企業年金(確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する規約型企業年金をいい、新令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。以下同じ。)を実施している事業主

二 この政令の施行前に確定給付企業年金法(以下「法」という。)第三条第一項第一号の規約の承認又は法第六条第一項の規約の変更の承認の申請をし、この政令の施行後にこれらの承認を受け規約型企業年金を実施する事業主(前号に掲げる事業主を除く。)

三 この政令の施行の際現に存する基金

四 この政令の施行前に法第三条第一項第一号の基金の設立の認可の申請があり、この政令の施行後に当該認可を受けて成立する基金

附 則 (平成二九年一一月二七日政令第二九二号)

(施行期日)

1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年五月一日)から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一九号) 抄

(施行期日)

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日政令第二九二号)

(施行期日)

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (厚生労働省令への委任)

2 この政令の施行に関する必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則 (令和二年七月八日政令第二一九号) 抄

(施行期日)

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日政令第二九二号)

(施行期日)

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (事業主において選定する代議員の定数に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現に存するこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令(次項において「新令」という。)第十条の二に規定する基金については、同令の規定は、この政令の施行の日(同項において「施行日」という。)以後行われる代議員の選定から適用する。

附 則 (資産運用委員会に関する経過措置)

3 この政令の施行の際現に存する確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する事業年度等について、新令第四十六条の二の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

附 則 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄

第一条 (施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（十四年）を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

附 則 (令和五年一〇月六日政令第三〇〇号)

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。